

埼玉県行田浄水場工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県行田浄水場が施工又は施行する建設工事の請負、委託及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定等を行うため、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定等を行うため、行田浄水場に埼玉県行田浄水場工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は別表1のとおりとし、委員会は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札執行要綱に係る事項
 - ア 入札に参加する者に必要な資格
- (2) 埼玉県企業局建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に係る事項
 - ア 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 埼玉県企業局公募型指名競争入札執行要綱に係る事項
 - ア 入札に参加する者に必要な資格
 - イ 技術審査事項
 - ウ 入札参加希望者の中から入札参加者を選定
- (4) 埼玉県企業局意向反映型指名競争入札執行要綱に係る事項
 - ア 入札参加意向を確認する対象者の選定
 - イ 入札参加希望者の中から入札参加者を選定
- (5) 埼玉県企業局建設工事指名業者選定要領に定める指名業者の選定
- (6) 埼玉県物品調達等条件付一般競争入札執行要綱に定める入札に参加する者に必要な資格並びに同指名競争入札参加者指名基準に定める指名業者の選定
- (7) 随意契約に係る見積依頼業者の選定
- (8) その他必要な事項

2 委員会は、前項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 場長

副委員長 副場長の職にある者のうち場長が指定するもの

委員 副場長（副委員長を除く。）、部長及び担当部長

（運営）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

（関係職員の出席）

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（決定）

第7条 第3条第2項各号及び第3項に規程する事項は、委員会の審議に基づき、場長が決定する。

（秘密の保持等）

第8条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

（議事録等）

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後に浄水場事務室内で自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規程する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、総務部に置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 埼玉県行田浄水場工事請負等指名業者選定要綱は、平成19年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。